

都城島津邸着物等着付け体験提供基本協定書

都城市（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）とは、都城市都城島津邸の設置目的に沿った観光PR用体験商品の販売に関して次のとおり契約を締結する。

（対象体験商品）

第1条 甲と乙が協定を締結し販売する体験商品は、日本の伝統文化衣装である着物や浴衣等の着付け体験（以下「着付け体験」という。）とする。

（契約期間）

第2条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間内であっても、甲又は乙は、1か月前までに相手方に対し書面による通知をすることにより、本契約を解除することができる。ただし、乙が本契約の条項に違反したときは、甲は、乙に催告することなく本契約を解除することができる。

（経費の負担）

第3条 着付け体験実施に関する費用は、乙が負担するものとする。

（手数料）

第4条 着付け体験実施に関し、甲と乙間において、手数料等は発生しないものとする。

（甲の実施事項）

第5条 甲は、可能な範囲において着付け体験の旅行会社等への営業活動を実施するものとする。

2 甲は、予約情報、イベント情報、その他必要な情報を乙へ情報共有するものとする。

3 甲は、乙が都城島津邸内を会場として着付け体験を提供する場合は、協議の上、可能な範囲で受入れ、甲のインバウンド誘客事業として位置付けるものとする。

（乙の実施事項）

第6条 着付け体験希望者や旅行会社等からの着付け体験申込みは、乙にて受け付けるものとする。

2 乙は、申込みのあった着付け体験において、都城島津邸を着付けや撮影の会場とする場合は、都城島津邸へ遅滞なく情報共有し、予約等の必要な申込みを行うものとする。

3 乙は、全旅に加入するものとする。そのほか、可能な範囲において旅行会社ネットワーク等に加入するものとする。

（甲・乙双方の共通実施事項）

第7条 甲及び乙は、着付け体験や都城島津邸に関し可能な範囲において宣伝、紹介などの広報活動を実施するものとする。

2 甲及び乙は、予約情報等の必要な情報について遅滞なく情報共有するものとする。

3 甲及び乙は、共有した個人情報等の取扱について情報管理を徹底するものとする。

4 甲及び乙は、協議の上、イベント等において可能な範囲において連携するものとする。

5 甲及び乙は、可能な範囲において訪日外国人等の受入れ体制を整えるものとする。

6 甲及び乙は、都城島津邸の収蔵史料や建造物への損傷防止のため、都城島津邸内の禁止事項等について着付け体験者に対し、事前案内を実施するものとする。

（報告）

第8条 乙は、毎月の着付け体験者数、訪日外国人の数、売上額、その他必要と認める実績につい

て、甲に翌月 10 日までに報告するものとする。

(甲の解除権)

第 9 条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときには、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく本協定に基づく業務等に着手しないとき。
- (2) 乙の本協定に基づく業務履行において、着付け申込者等から苦情の多発や文化財のき損が発生するなど乙による本業務履行が困難と判断されるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達成することができないと認められるとき又はこの協定の締結及び履行に関して法令等に違反したとき。
- (4) 業務等の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (5) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(損害賠償責任)

第 10 条 乙は、この契約若しくは文化財保護法、製造物責任法、食品衛生法その他の法令に違反し、又は乙が故意若しくは過失により、甲に対して損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(物品の盗難等)

第 11 条 都城島津邸内において、乙の物品その他の物件について、盗難、滅失、毀損等があった場合においても甲に故意又は重大な過失がない限り、甲は、一切その責めを負わない。

(役員名簿等の情報提供等)

第 12 条 甲は、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めるものとし、その情報を所轄の警察署長に照会することで乙が暴力団等であるか否かについて、意見を聞くことができる。

(目的外利用)

第 13 条 甲は、前条に規定する意見の聴取により知り得た情報を、当該契約以外の契約等から暴力団等を排除する措置を講じるために利用し、又は教育委員会等に提供することができる。

(捜査等への協力)

第 14 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときは、甲に報告し、及び所轄の警察署長に届け出て、捜査上必要な協

力を行うものとする。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、都城市財務規則の定めに従うほか、甲、乙協議の上決定する。

誓約事項

1 乙は、乙及び乙の役員等が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約するものとする。

2 乙は、万一、乙及び乙の役員等名簿を所轄の警察署長に照会された結果、暴力団又は暴力団関係者に該当する者がいた場合は、いかなる措置、処分等にも従うものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

都城市姫城町6街区21号

甲 都城市

代表者 市長 池田 宜永

都城市

乙

●●●●●●●●

代表取締役 ●● ●● 印